

# 一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 書

長岡市指令環事第 9 号

令和 8 年 4 月 1 日

株式会社 みつわ

代表取締役社長 鈴木 茂雄 様

長岡市長 磯 田 達 伸



長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第 20 条の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業許可証を交付します。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
業 務 内 容	収集及び運搬
許 可 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
許 可 期 限	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
許 可 区 域	長岡市行政区域（川口地域は除く）
その他の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行規則及び長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則を遵守すること。</li><li>2 許可を受けた権利を他に譲渡又は転貸しないこと。</li><li>3 許可期間中であっても許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。この場合、損害を受けることになっても、長岡市は、その責を一切負わない。</li><li>4 業務の遂行のいかんを問わず、信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為があったときは、この許可を取り消すことができる。許可を取り消すことによって生ずる損害については、長岡市は、その責を負わない。</li><li>5 運搬車については、許可申請書に記載のとおりとする。</li><li>6 運搬の際は、廃棄物が飛散しないようにすること。</li></ol>